

資料6

交通安全基本計画・東京都交通安全計画と立川市交通安全計画の計画期間

- 立川市交通安全計画は、交通安全基本計画（国）、東京都交通安全計画（「上位計画」）に基づき計画を策定する為、計画期間初年度は概ね計画作成に時間を費やしてしまっている。
- 第12次立川市交通安全計画を計画期間（R13まで）とすることで、それ以降の計画作成の際、策定期間と計画期間が重複することを解消出来る。

計画名称		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
交通安全基本計画（国）	次期策定					策定					策定					策定					策定					策定	
	計画期間	第10次計画					第11次計画					第12次計画					第13次計画					第14次計画					
東京都交通安全計画	次期策定					策定					策定					策定					策定					策定	
	計画期間	第10次計画					第11次計画					第12次計画					第13次計画					第14次計画					
現状	立川市交通安全計画					策定					策定					策定					策定					策定	
	計画期間	第10次計画					第11次計画					第12次計画					第13次計画					第14次計画					
案1	立川市交通安全計画					策定					策定					策定					策定					策定	
	計画期間	第10次計画					第11次計画					第12次計画					第13次計画					第14次計画					
案2	立川市交通安全計画					策定					策定					策定					策定					策定	
	計画期間	第10次計画					第11次計画					第12次計画（6年間）					第13次計画					第14次計画					

- ★ 現状のままの場合：計画期間初年度≒計画策定期間となる。
- ★ 案1の場合：R8を計画策定期間とし、次期計画（第12次）は、（R9～R13）5年間とする。計画期間の空白有り。
- ★ 案2の場合：次期計画（第12次）のみ計画期間（5年+1年）を6年間とする。計画期間の空白無し。

● 各市の対応分類

令和7年9月11日時点

現計画無し			現計画有り							
4			22							
			現計画の期間							
			R3~R7			R4~R8			左記以外	
			12			6			4	
次期計画の予定										
無し	未定・検討中	未定・検討中	有り			未定・検討中	有り	未定・検討中	有り	
2	2	1	11			1	5	2	2	
			次期計画の期間							
			未定	R8~R12	R9~R13		R9~R13		R8~R12	R9~R13
			2	7	2		5		1	1
羽村	調布	八王子	立川	武蔵野	青梅	町田	小金井	三鷹	国立	昭島
あきる野	清瀬		東久留米	小平	武蔵村山		日野	府中		
				東村山			国分寺			
				狛江			福生			
				東大和			稲城			
				多摩						
				西東京						

* 交通安全計画策定に関する調査結果（次期交通安全計画策定に関するアンケート集計結果）/東京都市交通安全事務連絡協議会幹事長市（武蔵村山市）